

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	平 野 英 治	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	佐 野 哲 司	
出席	副 会 長	青 木 昌 司	
出席	委 員	横 井 清 美	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	鷲 野 則 美	
出席	委 員	中 野 正 広	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 丈 晴	9時6分到着
出席	委 員	鈴 木 裕 美	
出席	委 員	加 賀 保	
出席	委 員	沖 由 雄	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	大 橋 一 之	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	堀 田 真 二
主 査（事務担当）	渡 邊 有 美 子
主 事（事務担当）	植 松 佑 太
主 事（事務担当）	島 田 夏 希

進行要領

発言者	内 容
	1. 開催日時 令和6年4月22日（月） 午前9時00分から午前9時29分 2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室 3. 出席委員（15人）別紙のとおり 4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり 5. 議事日程 日程第 1 議事録署名委員の指名 日程第 2 議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請 日程第 3 議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請 日程第 4 決定第 1 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について 日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知 2. 農地改良届出書 6. 農業委員会事務局職員 （ 5人）別紙のとおり 7. 本委員会の書記は、課長補佐 堀田 真二 主査 渡邊 有美子 主事 植松 佑太 島田 夏希 である。 8. 会議の概要 開会（午前9時00分） 事務局長 定刻となりましたので、只今より、令和6年4月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により平野会長さんをお願いします。 会長さん宜しくお願いします。 会長 《会長あいさつ》 会長 それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。

会長	審議に入ります前に、日程第 1、本日の議事録署名者を私より指名致します。 ご異議ありませんか。 《異議なしの声》 それでは、 議席番号 5 番 日榮 隆広 委員 議席番号 6 番 佐野 哲司 委員 を指名しますので宜しくお願いします。 それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。 <table border="0"> <tr> <td>議案第 1 号</td><td>農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 6 件</td></tr> <tr> <td>議案第 2 号</td><td>農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 8 件</td></tr> <tr> <td>決定第 1 号</td><td>旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 23 件</td></tr> <tr> <td>専決報告</td><td>1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・ 10 件 2. 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出・・・・ 4 件</td></tr> <tr> <td>報 告</td><td>1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 8 件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件</td></tr> </table>	議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 6 件	議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 8 件	決定第 1 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 23 件	専決報告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・ 10 件 2. 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出・・・・ 4 件	報 告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 8 件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 6 件										
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請・・・・・・・・・・ 8 件										
決定第 1 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に よる当委員会の決定について・・・・・・・・・・ 23 件										
専決報告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出・・・・・・・・ 10 件 2. 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出・・・・ 4 件										
報 告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知・・・・・・・・ 8 件 2. 農地改良届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 件										
会長	それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 6 件について審議をお願いします。なお、議案番号 5 番については、総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号 5 番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》										
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。										
事務局	《事務局説明》（5 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明） 以上、1 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。										
会長	只今、事務局より議案番号 5 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。 （発言なし）										

会長	宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
会長	有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	それでは、議案番号 1 番から 4 番、6 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》(1 番から 4 番、6 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明) 以上、5 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 1 番から 4 番、6 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 番から 4 番、6 番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 8 件について審議をお願いします。なお、議案番号 5 番については、総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号 5 番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。 《関係委員 退席》
会長	それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局	《事務局説明》 （５番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は、平成 25 年 2 月 1 日から法人を設立して今日まで自動車販売やレンタカー事業並びに飲食店の経営を営み、地域に根付いた経営を続けております。創業から少しずつではありますが経営状況も良い状態になってきたので、販売車両やレンタル車両を今まで以上に増やしたいと考えましたが、本店事務所の敷地は借地であり、販売車両及びレンタル車両を駐車しています。現在は中古車市場及びレンタカー市場が好況なので新たに 11 台分の販売車両及びレンタル車両を購入し、販売したいと考えておりますが、既存施設に空きスペースがないところに、本申請地所有者から土地譲渡の話があり、本店事務所東側隣接地であるため、販売車両及びレンタル車両の駐車場として利便性が非常に高く、今後の事業発展のために必要であり、今般の申請にて申請地を譲り受け、露天駐車場を設置する計画です。 以上、1 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 5 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 5 番について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	（全員挙手） 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。 それでは関係委員に入ってもらって下さい。 《関係委員 着席》
会長	それでは、議案番号 1 番から 4 番、6 番から 8 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を

朗読及び説明) 申請者は申請地の西側隣接地にて、平成 15 年 7 月に耳鼻咽喉科医院を開院し、今日まで継続して診療をしております。近年感染症による発熱外来の患者が多数来院し、院内での診察が困難で院外での診察が必要となったこと及び来院する患者の増加により、医院が確保している駐車場だけでは駐車が困難となりましたので駐車場の増設が必要となりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、来院患者の駐車場として利用する計画です。

(2 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、夫と 2 人で賃貸住宅に住んでおります。結婚してから生活するうちに家財道具が増えて、最近では手狭と感じることが増えてきました。将来のことを考えると仕事が落ち着いていて、夫婦二人で動きやすい今のうちに家を持つことを決意し、建売や宅地の購入も考えましたが希望に合わず、祖母や両親に相談をすると、本家以外に所有する土地はなく、一緒に暮らせる余剰もなかったため、諦めていたところ今回の申請地を譲ってもらえる運びとなり、分家の建築が可能なことから最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を譲り受け、分家住宅を設置する計画です。

(3 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、愛西市内の本家にて両親並びに兄と居住しておりますが、自身の婚約に伴い本家での生活では手狭なため、住宅購入の検討を始め、申請者及び婚約者が所有する土地家屋はないため市街化区域内をはじめ適当な土地を探してまいりましたが、本家近隣の土地の販売情報もなく条件に合う土地も見当たらず断念いたしました。やむを得ず両親に相談したところ近くに居住をしてほしいと強い要望があり、父が所有する土地はすべて市街化調整区域内に位置し、本申請地は立地的にも本家から数分と近く、直系尊属が線引き前より継続して所有してきた既存集落内にある閑静な土地であり、周辺に与える影響も本家が所有する農地の中では一番少なく、長年慣れ親しんできた地域で隣地所有者の方にも建築にご理解をいただきました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。

(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、農家として米に加え、イチゴの生産も順調であり、孫がイチゴを引き継いで農家として進むべく、すでに住居も実家に移し、空いた時間をイチゴのために使い、早く農家として独り立ちすべく準備を着々と進めております。しかし、孫のために考えていた住宅建築用の土地は条件が厳しく、建築も不可のため、建築可能な土地を探していたところ実家から近くの本申請地の土地所有者から土地を交換してもらえることとなり、申請者所有地との交換の話がまとまりました。今般の申請にて申請地を譲り受け、農家住宅を設置する計画です。

(6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を

	朗読及び説明) 申請者は、2 年ほど前に婚姻し、現在夫と子供の 3 人であま市内のアパートに住んでいます。将来的には二人目の子供も考えていますが、今の状態でも住まいが手狭と感じており、今後のことを考え一戸建て住宅がよいのでは結論に達しました。分譲住宅を数か所検討したのですが、希望に合う住宅はなく、現状を両親に相談したところ、申請地への分家住宅建築を勧められました。申請地は本家から約 600m の距離にあるため、両親が高齢となり介護が必要となった際に手助けすることができ、両親からは近くに住むのであれば子育てなどの手助けはできると言われています。申請者にとって幼いころより住み慣れたところで、子育てをしていく環境としては申し分のない地域であります。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。 (7 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、令和 5 年から申請地隣地で再生資源物の集荷・貯蔵を行っております。業務は順調で日々多くの資源物が搬入・搬出されていますが、場所が足らず増やさないと適正な置き場となりません。特に搬出入に問題があり、前面道路からの出入り口がないため車の出庫・入庫に困っており、複数の車両が来た場合の待機にも支障が出ております。当初は西側道路からの搬出入を考えましたが、置場面積が減じてしまい、必要面積が確保できないため諦めていたところ、近隣の申請地所有者から話があり、申請地は当社所有地に隣接しており、北側は資材置場、南側は転回場所及び駐車場として利用する予定です。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場と転回場所及び駐車場を設置する計画です。 (8 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、カット野菜などの生食サラダや様々な調理に利用できる野菜の加工・製造および販売を主とした事業を行っております。現在の従業員用駐車場は隣接する関連会社の駐車場を利用しているが、当社で駐車場を用意したいと考えていたところ、本社に隣接する宅地を購入することができることとなったが、この土地は道路に面していないため、関連会社敷地を通行させてもらっていましたが、工場前に運搬用のトラックが停まってしまうと出入りができなくなってしまう。今般の申請にて申請地を譲り受け、進入路及び駐車場を設置する計画です。 以上、7 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われま。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案番号 1 番から 4 番、6 番から 8 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。

会長	それでは議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請 １番から４番、６番から８番 について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
事務局	続きまして、決定第１号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。 《事務局説明》（１番から２３番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）旧経営基盤法第１８条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 議案番号１番から２３番、全体筆数は２２１筆、面積は１９８,４３４㎡ です。 １番から２３番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、２０名の方々が借り受けております。 内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、いちご、蔬菜です。 愛知県知事同意は令和６年４月２日、愛知県農業振興基金同意は令和６年４月４日、公告年月日は令和６年４月３０日、契約開始年月日は令和６年５月１日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。 以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。 なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第１８条第３項の各要件をすべて、満たしていると思われまふ。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より決定第１号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、決定第１号 旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。
会長	続きまして、専決報告 ２件 について事務局より説明をお願いします。

事務局	《事務局説明》 （専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から10番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明）以上、10件の届出を受理しました。 （専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から4番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明）以上、4件の届出を受理しました。
会長	只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。
会長	続きまして、報告 2件 について事務局より説明をお願いします。
事務局	《事務局説明》 （報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明）以上、8件の合意解約を受付いたしました。 （報告 農地改良届出書 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、埋立期間、備考を朗読説明）以上、3件の届出書を受付いたしました。
会長	只今、報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。
会長	（発言なし） 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。
会長	<u>これをもちまして、4月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</u> （終了 午前9時29分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和6年4月22日

会 長 平 野 英 治

議事録署名者
議席番号5番委員 日 榮 隆 広

議事録署名者
議席番号6番委員 佐 野 哲 司